

令和 8 年度文教予算に 関する特別要望

令和 7 年 1 1 月

全国都道府県教育長協議会

会 長 坂 本 雅 彦

全国都道府県教育委員協議会

会 長 秋 山 千 枝 子

要 望 事 項

- 1 子供を真ん中に据えた社会の実現に向けた教育予算の充実 1 頁
- 2 学校における働き方改革推進のための体制整備
..... 5 頁
- 3 学習指導要領の着実な実施の基盤となる指導体制
の整備・充実 8 頁
- 4 質の高い教員の確保に向けた処遇改善
..... 1 2 頁
- 5 公立学校施設の着実な整備
..... 1 5 頁
- 6 令和の日本型学校教育の構築に向けたGIGAスクール構想等の着実な推進と継続的な支援 1 7 頁
- 7 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行への
支援 2 1 頁
- 8 全ての子供の可能性を最大限に引き出す学校教育
活動等の改善・充実 2 5 頁
- 9 特別支援教育に係る定数措置等の充実 2 9 頁
- 10 全ての子供のウェルビーイングを実現する社会教育の振興・充実 3 2 頁

1 子供を真ん中に据えた社会の実現に向けた教育予算の充実

次代を担う子供たちを誰一人取り残すことなく健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資源である我が国においては、教育の充実は未来への投資でもある。都道府県教育委員会では、これまでも域内の市区町村教育委員会等とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。

グローバル化の進展による国際競争の激化や人工知能の進化による社会や産業の構造変化に対応し、諸外国では人材育成に力を入れており、資源に乏しい日本が相対的な国力を維持・向上させるためには、これまで以上に人材育成に力を入れていく必要がある。

また、我が国において予想を上回るペースで急速に進む少子高齢化や地方における過疎化の進行に伴い地域の教育力の低下が指摘されるなど、教育をめぐる課題は多様化・複雑化しており、学力向上はもとより、学校のチーム力・指導力の向上、家庭や地域との連携・協働、経済的困難を抱える家庭の子供等に対する学びのセーフティネットの構築等も含め、教育に対する国民の関心・期待が高まっている。

さらに、令和3年1月には、中央教育審議会より「令和の日本型学校教育の構築」について答申がなされ、先行き不透明な予測困難な時代の中、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であり、改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」の実現を目指すことが示された。

未来の日本を支える人材の育成とともに、国民の関心・期待に応える教育の実現は我が国の社会の真ん中に据えるべき最重要施策の一つである。

については、令和８年度の予算編成に関し、特に次の事項について、実施・充実を図られたい。

(1) 子供を真ん中に据えた社会の実現に向けた教育予算の充実

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情等を踏まえ、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために、全ての学校段階において十分な施策が実施できるよう、諸外国の公財政支出等の教育投資状況を参考にしつつ、教育ＤＸと連動した教育のソフト・ハード・人材の一体的改革を推進し、子供を真ん中に据えた社会を実現するため、国民各層の理解を得ながら安定的な財源を確保し、「未来への投資」として総額の拡大を含めた教育予算の充実を図ること。

(2) 義務教育等に必要な財源の完全保障

義務教育は、全ての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、基本的な資質を養うことを目的とするものである。社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義を持つことから、我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務である。

こうしたことを踏まえ、全国どこでも誰一人取り残さない義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障すること。特に、教員の処遇改善に係る財源について、地方に負担を転嫁することのないよう、国において責任をもって措置すること。

加えて、学校給食費についても、地方に負担を転嫁することのないよう、国の責任と財源において無償化を実施すること。

あわせて、義務教育費国庫負担金の算定における地域手当について、地域の実情に応じた適切な算定を行うよう制度の改善を図ること。

なお、就学前教育や初等中等教育の在り方、国、都道府県、市区町村

の役割を検討するに当たっては、教育の機会均等と教育水準の確保に留意するとともに、国として確実に財源を保障すること。

また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の観点から、不登校児童生徒や児童生徒の年齢又は国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者に対する教育を受ける機会の確保に向けて、適切な財政措置を講じること。

(3) 高等学校教育の抜本的充実

ほとんどの生徒が高等学校に進学する現状において、高校教育の機会均等や生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、高校教育全体の一層の充実を図ることは重要であるが、令和8年度からの高等学校等就学支援金制度の拡充に伴い、公立高校離れや地方公立高校の衰退が強く懸念される。

については、域内の高校教育の普及と機会均等を図り、地域のそれぞれの人材を育成するという役割を担ってきた公立高校への支援の抜本的な拡充に加え、緊要性のある取組などは先行的に実施すること。

また、高校教育の質の向上を図るため、公立高校における教職員の配置充実及び施設整備や設備整備のほか、地方創生の拠点となり、地域の産業を支える人材の育成を担ってきた公立専門高校に対し、産業教育施設整備に係る支援強化などの支援の抜本的な拡充を図ること。

さらに、公立高校へ遠距離通学する生徒への通学費等の補助や多様な学習ニーズに対応するための遠隔授業に係る経費支援、DXハイスクール事業の拡大、国際交流・留学プログラムの充実、学校と地域が連携した学力向上・学習支援など、上記に限らず広く公立高校への支援の拡充や、教育の質の向上に向けた取組の充実を図ること。

あわせて、これらの支援拡充にあたっては、都道府県等に対する既存の支援に影響が出ないように、国が責任をもって財源を確実に確保するとともに、地方に財政負担を転嫁することがないようにすること。

また、都道府県等が、地域の強みを生かした特色ある高校づくりの中

長期的に継続し、教育環境の計画的な整備・改善の実効性を高めることができるよう、柔軟かつ安定的に取り組むことができるスキームの構築や、交付金等の新たな財政支援制度を創設すること。

【趣 旨】

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするだけでなく、社会全体の一層の発展を実現する未来への投資である。世界全体で不確実性が高まる中、天然資源に恵まれない我が国にとって、これからの時代を切り拓く子供たちを誰一人取り残すことなく、健やかに育成することこそが特に重要な取組となる。

各都道府県教育委員会ではこのような認識のもと様々な施策を展開しているところであるが、予想を上回るペースで急速に進む少子化や子供たちの多様化などにより、教育に対するニーズが多様化・複雑化するとともに、いじめや不登校などの問題が深刻化するなど課題が山積している。

また、経済協力開発機構（OECD）の調査によると、政府の支出における教育関連費の割合が加盟国36カ国中4番目に低い状況にある中、日本の少子化が進行している現状を踏まえると、社会を支える人材として子供たち一人一人をしっかりと育てていくために、教育への投資を増やし、教育の質を一層高めていくことが求められている。

ついては、義務教育国庫負担金制度の維持・改善や地方交付税等の適切な財政措置をはじめとして、子供を真ん中に据えた社会の実現に向け、各都道府県教育委員会における取組が充実するよう、国において総額拡大を含めた教育予算の充実を求めるものである。

2 学校における働き方改革推進のための体制整備

子供をめぐる課題が多様化・複雑化している中、我が国の学校教育の水準を維持・向上させ、持続可能なものとするためには、学校における働き方改革の推進が急務となっており、教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家や地域人材等と連携・協働する新しい学校組織への転換が求められている。

各都道府県教育委員会ではこれまでの間、学校における働き方改革を推進するため、市区町村教育委員会とも連携を図りながら、勤務時間管理の徹底や教員の業務負担の軽減等に取り組んできた。その結果、教員の時間外在校等時間については改善傾向にあり、取組の成果が出つつある。

しかしながら、依然として長時間勤務をしている教員も多数存在しており、引き続き、働き方改革は急務であるとともに、取組をさらに加速すべき状況にある。

このため、学校や教員が全ての教育分野・機能を担う体制から、デジタル技術も最大限活用しながら、地域社会や保護者、民間の専門家や人材と協働する体制へと転換を進め、教員の業務の適正化を着実に実施する必要がある。

国においては、学校の働き方改革の一層の推進が待ったなしであることを前提に、社会全体の理解促進を図るために、あらゆる手段を用いて周知に取り組む必要がある。

令和7年6月18日に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」では、国が学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るための措置を講ずることとされており、新しい時代の学びの実現に向け、次の事項について、教職員定数の改善を含めた適切な財政措置等を講じられたい。

子供たちの未来のため、学校が質の高い教育を提供し続けることができるよう、国は学校と社会との連携の起点・つなぎ役としての役割を引き続きしっかりと果たし、いわゆる標準法に定められている「乗ずる数」の見直し等による基礎定数の充実のほか、副校長・教頭の複数配置や管理職サポートスタッフの配置、主幹教諭や養護教諭、栄養教諭、事務職員、教員業務支援員の配置充実等により、学校の運営体制を一層強化するとともに、主幹教諭の役職に限らず、校務の中核的役割を担う教員の持ち時数を軽減できるよう財政措置を講じること。特に、国の令和8年度概算要求における栄養教諭の定数改善案について、10,001食以上の大規模共同調理場における全国の設置状況は1%程度であり、定数改善による効果が非常に限定的であることから、一層の基準改善を行うこと。また、養護教諭の定数改善案は義務教育課程の学校に限った内容となっているが、高等学校においても、いじめや不登校などの課題を抱える生徒が増加していることから、高等学校も含めた定数改善を行うこと。

加えて、「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）」や「副校長・教頭マネジメント支援員」、「学習指導員」、「特別支援教育支援員」、「情報通信技術支援員（ICT支援員）」、「部活動指導員」、「外部機関と連携を図るコーディネーター」、「校内教育支援センター支援員」などの教員以外の専門家・地域人材について、高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう財政措置をするとともに、「スクールロイヤー」については、市町村を含め配置に必要な地方交付税措置の拡充及び相談体制の構築・派遣など連携強化を図ること。

加えて、教員業務支援員の通勤費の補助対象化及び配置に係る全額国庫負担化、部活動指導員を5年を超えて配置する場合に令和5年度から令和7年度までに限り条件付きで延長して申請をすることができる条件等の撤廃や、通勤や大会引率に係る旅費を補助対象とすることなど、補助制度の一層の拡充を図ること。

さらに、「統合型校務支援システム」の導入促進をはじめ、教職員の客観的な在校等時間の管理及び業務改善、業務の適正化の更なる推進

を図るために、教員をはじめとする学校業務の役割をより一層明確化するとともに、必要となる事業を広く検討・実施し、その経費について、学校規模や地方の財政力によって「学校における働き方改革」の推進に差が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

このほか、学校の働き方改革に資する地方独自の学校の指導・運営体制整備の状況等により、国庫補助の配分に差を生じさせ、ひいては地方の体制整備に後退や格差を生じさせるような措置を講じないこと。

【趣 旨】

令和4年度に国が実施した「教員勤務実態調査」において、教員の時間外在校等時間の状況は、一定程度改善したことが明らかとなった。他方でこの間、都道府県教育委員会においてあらゆる手立てを用いて働き方改革を推進してきたにもかかわらず、依然として、長時間勤務の教員が多数存在するという勤務実態も明らかになった。

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するためには、国において教職の魅力ややりがいのもとより、教員が働きやすい環境の整備に係る取組などを積極的かつ広く発信し、学校の労働環境に対するネガティブな印象を払拭するとともに、国、都道府県、市区町村、各学校など、それぞれの主体がこれまでの学校の働き方改革に係る取組の成果や明らかになった課題を踏まえて、その権限と責任に応じて一層実効性のある施策を実施していく必要がある。

このため、教員が教員でなければできないことに全力投球できる環境を整備し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することができるよう、教職員定数の改善や各都道府県、国の取組への具体の財政支援を求めるものである。

3 学習指導要領の着実な実施の基盤となる指導体制の整備・充実

各学校において、主体的・対話的で深い学びを実現する、学習指導要領に基づいた授業を着実に実施し、新しい時代にふさわしい質の高い教育を実現するためには、教育界内外から優れた人材を確保し、計画的・安定的な教職員配置を図るとともに、様々な課題に対応する加配定数を改善・充実させることで、教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備することが極めて重要である。

これまで国においては、教科指導の専門性を持った教員による小学校における教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等に取り組み、小学校の教職員定数の改善が図られつつあるものの引き続き改善が必要な状況にあり、また、中学校や高等学校における35人以下学級とそのための教職員定数の改善はいまだ実現していない。

また、国において、幅広く多くの学生が教員免許を取得しやすくなるよう教職課程や教員免許の在り方についての見直しなど、より一層の教師人材の確保に向けた取組が必要な状況にある。

加えて、国において多様な子供たちの特性なども踏まえ、通級による指導や日本語指導の実施のための教員配置については、安定的な指導体制を確保するため基礎定数化が図られているところであるが、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒の更なる増加など、各学校を取り巻く教育課題は依然として山積している。

こうした状況を踏まえ、各学校において安全・安心な環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するためには、更なる定数改善により、指導体制の一層の整備・充実を図る必要があることから、次の事項について財政措置等を講じられたい。

(1) 義務標準法等の改正による 35 人以下学級の早期実現・拡充

教職員体制を整備し、子供たちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、中学校の 35 人以下学級について、令和 8 年度からの定数改善を義務標準法を改正することによって確実に実現すること。

あわせて、高等学校の 1 学級の生徒数について、40 人を標準とする高校標準法を改正し、35 人以下学級の標準を早期に実現すること。

なお、35 人以下学級の拡充・実現に当たっては、少人数指導等に係る加配定数を削減することなく維持すること。

また、新しい時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、教員が担うべき業務の変化と増加に伴う定数改善を図るとともに、多様な子供たちの特性や少子化など地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、更なる定数措置を講じること。

(2) 学習指導要領の着実な実施のための指導・運営体制の構築

各学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のほか、外国語教育や特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実と適応指導、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の強化、貧困による教育格差を解消するための取組の拡充など、多様化・複雑化する教育課題について、子供の最善の利益を第一に考え、取組を一層推進していく必要がある。

そのため、今後も小学校の教科担任制を推進するための専科教員及び小・中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員数の確保等、計画的な教職員の配置及び確保、教員以外の専門家や地域人材と連携した学校の指導・運営体制の着実な構築ができるよう、十分な加配措置や財政措置等を講じること。

また、小学校 4 年生での専科指導や新規採用教師の持ち授業時数軽減のための教科担任制の拡大及び小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実等の教職員定数の改善を計画的に進めること。加えて、より一層、各地方公共団体が小学校の教科担任制を推進していくため、対象学年及び対象教科の拡大等、専科指導加配の改善・充実を図ること。

(3) 各種加配定数等の改善・充実

グローバル化や科学技術の急速な進展により、「非連続的」といえるほど社会が急激に変化する中において、新しい時代に必要となる資質や能力を確実に育成し、子供たちが未来の日本を支える持続可能な社会の創り手として羽ばたいていくことができるよう、地方公共団体では、創意工夫を凝らしながら少人数指導や習熟度別指導、小学校における教科担任制導入、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等といった様々な取組を実施している。

こうした取組は、指導方法の工夫改善や児童生徒支援をはじめとした指導体制の充実を図る各種加配を活用して行われていることから、各地方公共団体が引き続き教育の質の向上を図れるよう、各種加配措置については、今後も改善・充実を図ること。

特に、小学校における教科担任制の推進に当たっては、小規模校を含む全ての学校に推進していくため、専科教員の配置に係る加配を拡充すること。その際、地方公共団体において活用され成果を挙げている指導方法工夫改善における習熟度別指導やティーム・ティーチング等の加配定数の振替によることなく、必要な定数を別途確保すること。

また、震災等の影響により、避難している児童生徒が多くいるため、被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための教職員加配の継続や、被災地のニーズに応じた各地方公共団体からの教職員の短期派遣と中長期派遣が適正に実施されるようにすること。

さらに、産育休加配において、加配要件や対象校種・職種を拡大するとともに、産育休や病休等による年度途中の欠員に対して速やかに補充するため、年度当初にあらかじめ補充を目的として配置し、欠員に対して正規教員を柔軟に配置できる加配制度を創設すること。

【趣 旨】

いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、貧困に起因する学力課題などの学校を取り巻く様々な教育課題に対し、必要な教職員定数を確実に措置することにより

きめ細かく適切に対応することができ、我が国の教育水準を維持・向上させることが可能となる。

また、戦略的かつ中長期的に安定した教職員配置を行うことにより、各都道府県教育委員会が計画的に教職員を採用し、学校が将来的な展望を持って教育活動の充実を図ることが可能となる。

そのため、国においては、新たな「定数改善計画」を策定し、35人以下学級の早期実現・拡充や、各学校において学習指導要領を着実に実施するための指導・運営体制の構築、様々な課題に対応する各種加配定数の改善など、指導体制の一層の整備・充実に取り組むよう、強く要望するものである。

4 質の高い教員の確保に向けた処遇改善

教員は高い専門性を持ち、日本の次世代を担う子供たちを育成するという、社会において非常に重要な役割を果たしている。

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、喫緊の課題である教員不足を解消していくためには、教職の魅力を高め、時代の変化に応じた質の高い教員を確保することが重要であり、そのためには、人材確保法の趣旨を踏まえて、教職調整額の引上げ等、国の責任と負担により教員の処遇改善を着実に実施することが必要である。

国においては、教員が担う責任や役割を踏まえつつ、意欲や能力の向上に資する給与制度や、職務や勤務の状況に応じたメリハリある給与体系を実現し、教職の魅力を高め、優秀な人材を教員として確保することができるよう、以下のとおり財政措置等を講じられたい。

より優秀な人材を確保することを目的として、教育職員の給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持しつつ、義務教育等教員特別手当の支給水準を含めて、一層の改善を図り、その職務の専門性に十分配慮した処遇を確保するとともに、職務や勤務の状況に応じたメリハリある給与体系とするための財政措置を講じること。

その具体として、教員の特殊業務の実態に応じた義務教育費国庫負担金算定基礎の増額等の措置を講じること。

特に、部活動の地域連携が完全実施されるまでの間、土日等の部活動指導業務のうち、校外で行われる練習試合等への引率に係る教員の負担の実態等を考慮し、義務教育費国庫負担金の算定方法を見直し、部活動指導手当の改善を図ること。

加えて、複式学級を担当する教員の勤務内容の困難性や特殊性に鑑み支給される多学年学級担当手当の廃止を見直し、必要な財政措置を

講じること。

また、公立学校教育を担う有為な人材を持続的に確保していく観点から、教員の給与制度の改善を図るために必要な措置を講じること。

加えて、令和8年4月から新たに創設される主務教諭については、処遇を含め、配置に必要な財政措置を講じるとともに、働き方改革を着実に推進するためには、学校管理職に、これまで以上に高いマネジメント能力が求められ、その職務・職責に応じた処遇を確保する必要があることから、管理職手当の改善を図ること。

さらに、給特法等の一部改正法で規定された、令和12年度までの教職調整額の10%までの引き上げについては、計画的かつ確実に実施すること。また、公立学校の教員の給与を定めた給特法の見直しは、給与に加え、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、教員の勤務時間の内外における勤務の在り方、教員の果たすべき職務の内容や責任などにも大きく影響を及ぼすものであるため、令和4年度に国が実施した「教員勤務実態調査」を令和7年度以降も実施するなど、必要な調査や財政措置を講じること。

あわせて、教師の処遇改善を実施するにあたっては、一般行政職との比較における教師の給与の優遇分がわずかになっている現状等を踏まえ、人材確保法に基づく給与引上げが行われた当時の一般公務員に対する教師の優遇分を確保する水準とするとともに、給与費を負担する地方公共団体への財政支援を含め、必要な財政措置を講じること。

また、優秀な人材を教員として確保するため、学部段階の返還支援を含めた奨学金返還支援制度のさらなる充実を図ること。

【趣 旨】

教員採用試験の競争倍率の低下や臨時的任用等を希望する者の減少といった教員志望者の全体的な減少傾向が続く中、我が国では予想を上回るペースで少子化が進み、今後2050年までに生産年齢人口が現在の4分の3まで減少することが見込まれており、都道府県教育委員会にとって、質の高い教員の確保は喫緊の課題となっている。

また、いわゆる「教員不足」の問題については、令和3年度に国の全国調査により憂

慮すべき状況が明らかとなり、令和7年度も地域や校種により、依然として厳しい状況にある。

このように教員を取り巻く状況が厳しさを増す中で、我が国の次世代を担う子供たちを健やかに育てていくためには、教職の魅力を高め、質の高い人材を教員として確保するための抜本的な対応が必須であり、国に対し教員の処遇改善と具体の財政措置を求めるものである。

5 公立学校施設の着実な整備

学校施設は、次代を担う児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には児童生徒のみならず地域住民の避難所としても使用される重要な施設であり、近年多発している大規模災害を踏まえ、確実に対策を講じる必要がある。

このような中、公立小中学校施設では約6割が建築後40年以上を経過するなど、学校施設の老朽化は著しく進行しており、また、現行の耐震設計基準を満たさない建物や非構造部材の耐震化を必要とする建物も相当数存在しているため、改築や耐震補強、長寿命化改修等の対策が急務となっている。

また、局所的な人口増減に伴う学校規模の適正化のほか、新時代の学びに対応した教育環境向上や空調設備の改修などの課題にも適切に対応していくためには、今後とも計画的な整備を着実に進めていくことが重要である。

については、地域の実情に応じた公立学校施設の整備が計画的かつ着実に実施されるよう、以下のとおり財政措置を講じられたい。

教育の機会均等を確保するとともに、学校統合等に伴う学校施設の新増築や既存施設の改修、少人数学級や習熟度別指導導入に伴い不足する教室を確保するための新増築事業並びに安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するための改築事業、地震防災対策事業、耐震補強事業、大規模改造事業、長寿命化改良事業、防災機能強化事業及び脱炭素社会の実現に貢献する学校施設のZEB化やその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、予算総額の充実、実情に即した補助要件の緩和や補助率・補助単価の引き上げを図るとともに、負担金等必要な財源を年度当初において確保すること。

特に、交付金事業の採択に当たっては、地方公共団体が計画どおりに

事業を実施できるよう、当初予算を十分に確保するとともに採択の早期化を図ること。

また、高等学校等においても、老朽化対策、地震防災対策について、補助金化も含めた地方財政措置の充実等を図ること。

特に、公共施設等適正管理推進事業債については、今後、長期にわたり財政支出を伴う高等学校の長寿命化改修やバリアフリー対策、学校の統廃合により不要となった施設の取り壊し等に必要な財源であることから、恒常的な措置とすること。

さらに、大規模な災害や建築物の欠陥など、大規模かつ多数の改修が必要になった場合には、地方公共団体単独での対応が困難であることから、費用負担の課題も含め、関係省庁が連携し、国において適切な対策を進め、安全・安心な教育環境の構築を進めること。

加えて、近年、全国的に記録的な猛暑が続き、校内で児童生徒が熱中症を発症し、中には生命に直結するような事態も発生していることから、高等学校においても、体育館等を含めた空調設備の設置及び関連工事について、補助対象とするとともに、ランニングコストも含めて地方財政措置の拡充を図ること。

【趣 旨】

安全・安心で豊かな教育環境を整備するため、また、地域特性を生かした学校づくりを進めるため、学校施設の整備充実に関する重要度は増しており、今後とも計画的かつ着実に整備を進めていく必要があるが、令和7年度当初における学校施設環境改善交付金事業の採択率が低調であったことなどにより、地方公共団体の整備計画に大きな支障が生じている。

については、予算総額の充実、補助要件の緩和や実情に即した制度の拡充、補助率・単価の引上げを求めるとともに、地方公共団体の計画する事業が円滑に実施できるよう、特に当初予算の確保など必要な財政措置について要望するものである。

また、災害時には高等学校等も避難所となることから、高等学校等の老朽化対策や地震防災対策等、地方財政措置等の予算の充実を要望するものである。

6 令和の日本型学校教育の構築に向けたGIGAスクール構想等の 着実な推進と継続的な支援

デジタル化の加速度的な進展がもたらす社会環境の変化には著しいものがあり、学校教育においても、GIGAスクール構想により整備が進んだ学習者用1人1台端末など、ICT環境を最大限活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して子供たちの資質・能力を一層確実に育成し、これら社会の変化に柔軟に対応することが強く求められている。

先行き不透明で予測困難な時代の中、令和の日本型学校教育を構築し、全国どこでも誰一人取り残されず、全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出す学びを実現するためには、児童生徒の誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べるよう、教育の情報化及びGIGAスクール構想を着実に推進し、より一層の教育環境の整備等を行う必要があることから、次の事項について適切かつ継続的な財政措置等を講じられたい。

(1) 学習者用端末及び通信環境の整備

第4期教育振興基本計画に示されたGIGAスクール構想の更なる推進はもとより、今後の、公教育の必須ツールとして、学習者用端末の1人1台体制やネットワーク環境を安定的に維持するため、国策として継続的な財政措置を講じること。

特に多額の経費がかかる学習者用端末については、令和5年度補正予算により、都道府県に基金を造成し、令和7年度分までの更新費用が示されたところであるが、令和8年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、更新に必要な財政措置を早期に講じるとともに、調達スキームについては、共同調達に係るオプトアウト条件の弾力的な運用について検討するほか、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築すること。なお、構築したスキームの運用に当たっては地方公共団体の新たな負担とならないよう配慮すること。

また、高等学校段階の学習者用 1 人 1 台端末については、次回更新時に公費購入とする予定の都道府県があることや、保護者負担軽減の視点から、1 人 1 台端末更新のための基金について高等学校や特別支援学校（高等部）も対象とすることも含め、国庫負担による格別な支援を継続して行うこと。

さらに、一部の学校において十分な通信速度を確保できていない現状や今後のデジタル教科書導入、データ利活用等に伴う通信量増大を踏まえて、機器・設備の更新やネットワーク増強、通信量増大に係る費用等について、国は耐用年数やランニングコスト等を踏まえた全学校種への継続的かつ十分な財政措置を講じるとともに、G I G A スクール構想第 2 期以降も見据えた安定的な財政措置を講じること。

あわせて、全ての児童生徒が家庭学習においても端末を活用できるよう、特に低所得世帯の児童生徒への通信費の支援を拡充するとともに、地方公共団体が負担するモバイル W i - F i ルーターの通信費等について必要な財政措置を講じること。

(2) G I G A スクール構想の一層の推進

G I G A スクール構想により 1 人 1 台端末の整備が大幅に進んだことも踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教科等横断的な視点で I C T を活用した教育が確実に行えるよう、学校全体の情報教育を統括・推進する教員の加配を含めた、教員定数の拡充を図るとともに、希望する学校全てに情報通信技術支援員（I C T 支援員）を配置できるよう財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を継続して行うこと。

また、学校の I C T 活用に係るヘルプデスク等の経常的な取組について、端末の安定的な利活用を支援する上で必要不可欠であることから、国庫補助対象とするとともに、その運営に必要な経費について十分な財政措置を講じること。

あわせて、「学校の I C T 環境整備 3 か年計画（2025～2027 年度）」に基づき講じられる地方財政措置については、各事業の措置額が不明確であることや地方交付税不交付団体における地方公共団体での予算

化が難しい現状を踏まえ、それぞれの措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

さらに、令和7年度については、GIGAスクール構想支援体制整備事業において、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策の実施、ネットワーク統合、クラウド対応の校務支援システム整備などの次世代校務DX環境の全国的な整備に係る初期費用や準備費用について財政措置が行われたところであるが、次世代校務DX環境の整備を計画する全ての自治体が本事業を活用できるよう、1人1台端末・校務DXを共同調達する場合に必要な都道府県の事務負担を含め、令和8年度以降も本事業を継続・充実させるとともに、補助要件の緩和を検討すること。

加えて、都道府県教育委員会ではソフトウェアやクラウドサービス、生成AIの導入に関して各コンテンツに係る費用負担や使用時の通信環境、教員の業務負担増（アカウント管理）を課題として多く挙げており、これらが導入を進める上での障害となっていることも想定されることから、導入や運用に係る財政負担の軽減や、教員の業務負担軽減に関する支援に取り組むこと。

また、先端技術や教育データの利活用に関する実証に対する財政支援のみならず、先端技術や教育データを利活用する施策の運用に要する経費に対する財政措置を講じること。

このほか、高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）で導入された設備を継続的に利用するための経費について、設備更新に必要な財政措置を講じること。

【趣 旨】

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するための基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠である。

このため、リアルとデジタルの最適な組み合わせの観点や、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、引き続き学校においてICT環境の整備やICTを活用した教育を充実させ

る必要がある。

各都道府県教育委員会において、こうした施策に継続的に取り組み、GIGAスクール構想を着実に推進していくためには、国における端末更新の安定的なスキームの構築も含めた財政措置等が欠かせないため、要望するものである。

7 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行への支援

学校における部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、我が国のスポーツや文化芸術等の振興を大きく支えるとともに、生徒指導の場としても機能してきた。

特に、生徒にとって、学校における部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士や生徒と教員との交流や好ましい人間関係を構築できる場でもあり、学校における部活動に居場所を感じる生徒も少なくない。

こうした部活動はこれまで、教員による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとっては負担が大きく、生徒にとっても望ましい指導を受けられないといった課題があることのほか、今後も少子化が進んでいく中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにしていくことが重要である。

また、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒にとって望ましい成長や活動の機会を保障できるよう、各地域において持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図ることが重要である。

こうしたことから、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に当たり、以下のとおり各主体への十分な財政支援等を講じられたい。

子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、令和4年12月に策定された「学校部活動及び

新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（以下「連携・移行」という。）が着実に進展するよう、関係団体と十分な調整を行うとともに、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について、社会や家庭、保護者の理解が進むよう、国において全ての国民に幅広い広報や周知活動を実施すること。

また、総括コーディネーター及びコーディネーター、事務局（マネージャー）は、連携・移行の取組の中心となる立場であり、国において、国事業対象経費の見直しや人材育成を目的とした研修制度の確立、要請のある市区町村等への派遣を含めた体制の構築等の支援策を講じるほか、地域クラブ活動に参加する困窮家庭の生徒の保護者に対する新たな支援の枠組みを構築し、早期に地方公共団体に示すこと。

さらに、国のガイドラインを受けて都道府県のガイドラインや推進計画等方針が策定され、それらを受けて市区町村が推進計画を策定することになるため、市区町村の取組が遅れることにつながっており、地域の状況等により連携・移行の取組に時間が掛かることから、国のガイドラインの早急な改訂とともに、地方公共団体の連携・移行に係る取組に対して恒久的な支援を行うこと。その際は、地方公共団体に過重な負担が生じないように、国において必要な財政措置を行うこと。

あわせて、ガイドラインを踏まえた連携・移行に当たり、地域の受入体制整備や指導者の確保、活動場所の整備、学校施設の機械警備、生徒の活動場所への移動手段の確保、参加費用の負担等が大きな課題になることから、これらの解消に向けた実践・調査研究を各地域で着実に取り組むことができるよう必要な支援策を講じ、研究成果の幅広い情報提供を引き続き行うとともに、その研究成果を踏まえた財政措置を講じること。

また、連携・移行に際し、部活動指導員及び外部指導者を地域の指導者として活用できるよう支援策を検討し、一層の配置拡充を図るとともに、地域のスポーツ活動・文化芸術活動の指導者配置に必要な人材の育成・確保や最低賃金の引上げを考慮した報酬単価の改正、地域クラブ

等の管理運営等に向けた都道府県や市区町村の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

その上で今後、円滑に連携・移行を進めていくために、兼職兼業や施設管理など、連携・移行に係る諸制度等を柔軟に見直すとともに、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に取り組む環境を休日のみならず平日も含め地域社会全体でどう確保していくか、国として将来像を改めて明確に示し、関係者を含む多くの国民の理解を深めるための方策を講じること。平日においては、休日以上に指導者確保、生徒の移動手段の確保等が困難であることから、地域の実情をよく把握した上で、ガイドラインの見直しや支援方策の拡充を検討していくこと。

加えて、これまで国の委託事業を活用して市区町村が計画的に取り組んできたが、令和8年度概算要求において補助事業となることが唐突に示されたため、都道府県及び市区町村で多額の財政負担が発生することによる取組の後退が懸念される。都道府県や市区町村の取組が左右されることのない財政措置を講じること。

また、平日・休日の完全移行を計画的に進める市区町村においては、地域移行の完了後、部活動指導員に代わる地域クラブ活動指導者への財源の見通しが立たないことが憂慮されるとともに、地域移行後のクラブ指導者に対する報酬制度も不明瞭であることから、令和8年度以降の地域クラブ活動への財政支援に当たっては、このような点も十分検討の上、恒久的な財政措置を講じること。

このほか、学校教育における位置付けなど、今後の部活動の在り方について、スポーツ庁・文化庁だけでなく、我が国の教育制度を担う文部科学省が中心となって議論を深め、生徒や保護者を中心に国民各層の理解を得るとともに、必要な財政措置を講じること。

【趣 旨】

連携・移行を円滑に進めるためには、文部科学省、スポーツ庁や文化庁、関係機関・団体等における協働体制を明確にしつつ、国において本改革の背景や趣旨、方針等を都道府県教育委員会のみならず、都道府県スポーツ・文化振興関係部局、学校、家庭、地

域、スポーツ競技団体及び文化芸術団体等に周知するとともに、十分な財政支援や制度設計を進める必要がある。

あわせて、教員の働き方改革を実現するための部活動改革もさることながら、学校における部活動が生徒の人間形成の場であり、また部活動を居場所とする生徒も相当数いることを踏まえ、国において、生徒の視点に立って生徒の利益を第一に考えた施策を推進するとともに、今後の部活動の在り方を明確に整理するよう、強く要望するものである。

8 全ての子供の可能性を最大限に引き出す学校教育活動等の改善・充実

初等中等教育は、児童生徒の人間としての調和のとれた人格形成を目的とし、ひいては、生涯学習の基礎を養うものであり、社会の変化に的確に対応したものでなければならない。

学習指導要領は、変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちの知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために必要な資質・能力を育成することを目指しており、家庭環境や認知の特性、興味、関心などが異なる多様な子供たち一人一人の可能性を最大限に引き出し、その意欲を高め、好きなことにのめりこみ、豊かな発想や専門性を身に付けることができる令和の日本型学校教育を一層進展させていく必要がある。

特に、学習指導要領の着実な実施により、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実を図るために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むことが重要である。

このように、我が国の学校教育には、子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められており、学校教育活動の改善・充実に一層積極的に取り組む必要がある。

また、令和6年度には、国立、公立、私立の小・中学校の不登校の児童生徒数が過去最多の約35万人になるとともに、いわゆるネットいじめの認知件数も過去最多となるなど、コロナ禍が児童生徒に負の影響をもたらしており、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進していく必要がある。

よって、国においては、次の事項について財政措置等を講じられたい。

(1) 持続可能な社会の創り手を育成するための学校教育活動の改善・充実

学習指導要領に基づき、児童生徒の「確かな学力」を育成するとともに、これからの社会を担う子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるよう、言語能力や情報活用能力等の確実な育成、探究・STEAM教育や体験活動、理数教育の充実、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等の観点から、教育内容・指導等に関する先導的研究開発の拡充や理数教育設備の整備充実を図るなど、総合的な学力向上対策を一層推進するために必要な財政措置を講じること。

あわせて、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の在り方については、令和4年9月に審議まとめが公表されたが、こうした児童生徒はその才能や認知・発達の特性等により、同級生との会話や友人関係の構築、教員との関係等で困難や課題を抱え、トラブルや孤立が発生するケースもあると指摘されている。

こうした特異な才能のある児童生徒が学習上や生活上の困難を抱え、苦しむことがないように、教室内・学校内での対応はもとより、ICTも活用し、学校外の学びとも連携しながら、指導・支援に必要な環境や体制を構築するために、国において全国的な実証研究を実施するとともに、実証研究の結果を踏まえ、必要な財政措置を講じること。

(2) 生徒指導の充実及び教育相談体制の確立

児童生徒を取り巻く深刻な状況を踏まえ、高い専門性を持ち、児童生徒や保護者、学校の教職員等への相談や指導、助言など心のケアを行うスクールカウンセラーや、教育と福祉の両面に関して高い専門性を有し、いじめや不登校、虐待などの問題解決のために学校等に配置されるスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることから、これらの専門的な人材の確保とその養成に努めること。

また、これらの専門的な人材を学校や教育委員会等へ確実に配置できるように、財政支援の拡充を図るとともに、制度を充実させること。

さらに、小・中・高等学校・特別支援学校への配置の充実を図り教育相談の整備や関係機関との連携体制を強化するため、「スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の配置時間数や配置日数、オンラインを活用した広域的な支援等について、実態に応じた配置が可能となるよう一層の拡大を図ること。

特に、高等学校・特別支援学校についても、「いじめ防止対策推進法」等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が求められていることから、改めて補助率の引上げを含む必要な財政措置を講じること。

あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣に係る旅費等について、離島・へき地等を多く抱える地方公共団体への財政措置を講じること。

加えて、現在、国において検討されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化について、地方公共団体にとって有効に活用されるものとなるよう、更に検討を進めるとともに、常勤職員としての配置を行う際には、継続的な相談体制を構築するため、いわゆる標準法において、教職員定数として算定し、定数措置を講じること。

また、地方公共団体による「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置や拡充を促進するため、設置準備や運営支援に係る助成制度の更なる拡充に加え、学びの多様化学校において個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うための少人数指導を可能とする定数措置等、既存加配の運用ではない、新たな定数算定基準の創設や加配措置など学びの多様化学校のための人員面での支援策を講じるとともに、教育相談に係るスタッフの資質能力の向上のための研修等を充実させるための支援策を講じること。

さらに、校内教育支援センターを効果的に運営するため、いわゆる標準法において、教職員定数として算定し、定数措置を講じること。

加えて、「校内教育支援センター支援員の配置事業」について、補助対象経費の拡充による支援員の要件緩和に加え、「新規設置のみを対象」とする補助対象の条件及び「補助期間を３年まで」とする補助年限を撤廃するとともに、市区町村単独でも当該国庫補助事業を活用できる補助割合を設けること。

あわせて、特別支援学校の不登校等長期欠席者への学校外の多様な学習機会を確保するためには、教育支援センターにおいて障害特性等を踏まえた適切な支援ができる人員の確保が必要であることから、教育支援センターにおける人員配置の充実に係る財政措置を講じること。

このほか、不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する民間の団体等との連携や支援の在り方について、速やかに検討し必要な措置を講じること。

【趣 旨】

我が国の児童生徒の学力の現状について、経済協力開発機構（OECD）が2022年に実施した「生徒の学習到達度調査（PISA）の調査結果」によると、数学的リテラシー、読解力及び科学的リテラシー３分野全てにおいて世界トップレベルであり、前回の2018年調査よりも平均得点が上昇している。その要因として、学校現場において現行の学習指導要領を踏まえた授業改善が進んだことなどがある一方で、新型コロナウイルス感染症のため休校した期間が他国に比べて短かったことが影響した可能性があることが挙げられている。

こうした状況の中、人材が最大の資源である我が国においては、引き続き、総合的な学力向上施策を強力に推進し、公教育の質的向上をより一層図ることが重要である。

また、多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題に対応し、誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育の実現を図るため、高度な専門知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材配置等を一層充実させる必要がある。

このように、国全体で学校教育活動の改善充実が求められることから、財政措置等を要望するものである。

9 特別支援教育に係る定数措置等の充実

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加する中、成育環境にかかわらず誰一人取り残されず健やかな成長を保障するため、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の場、通常の学級における支援体制の整備充実を図るとともに、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進する必要がある。

このため、国においては、支援体制の整備や教職員定数措置、学級編制標準の引下げなど、支援等の充実に係る次の事項について財政措置を講じられたい。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行及び発達障害者支援法の改正並びに医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受けた教育制度の在り方については、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性も踏まえ、現行の特別支援教育の理念及び制度そのものを生かし、国が責任をもって予算などを充実されたい。

さらに、各教育委員会における個々の実情を踏まえ、特別支援教育に係る教育環境の改善を計画的かつ着実に進めていくことができるよう、弾力的な財政措置を講じられたい。

(1) 特別支援学級の編制標準の引下げ及び教職員定数等の改善・充実

小・中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、義務標準法を改正し、特別支援学級の編制標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図るとともに、重度の障害のある児童生徒（学校教育法施行令第22条の3該当）が、小・中学校の特別支援学級に在籍する場合の加配教員を新設すること。

また、小・中学校における発達障害などの障害のある児童生徒への通

級による指導を担当する教員について基礎定数化を着実に進め、配置基準の引下げを図るとともに、高等学校における通級による指導に係る研修等定数を拡充し、通級による指導における自校通級及び巡回指導の一層の促進に向け必要な財政措置を講じること。

さらに、中山間地域・島しょ部等における通級による指導に係る担当教員の配置については、その地域の実情に応じた教職員定数措置を講じること。

あわせて、交流及び共同学習の実施により特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と学ぶ機会が増加していることから、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進する観点も踏まえ、通常の学級と特別支援学級の児童生徒が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む指導体制を確保できるよう、特定の学級の担任はせず、支援が必要な児童生徒に対し、困難さに応じて個別指導やティーム・ティーチングなどのサポートを柔軟に行う役割を担う特別支援教員を学年ごとに配置するほか、必要な教職員定数措置を講じること。

加えて、特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、各学校において特別支援教育を推進するために必要な定数を確保すること。

また、幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育を推進するために、特別支援教育支援員の配置充実に向けて十分な財政措置を講じること。

(2) 特別支援学校の学級編制標準及び教職員定数等の改善・充実

特別支援学校の学級編制や教職員定数について、幼児児童生徒一人一人の障害特性や障害の程度等が多様であることを踏まえ、効果的な教育を行うために必要な弾力的な制度を構築すること。

特に、複数の障害種別に対応する特別支援学校にあっては、障害種別ごとに教職員定数等を算定するなど、障害特性や障害の程度等に応じた教育を充実するための制度を早急に構築し、定数措置を講じること。

また、連続性のある多様な学びの場の整備が進む中、特別支援学校が地域において幼稚園や小・中・高等学校等に対しセンター的機能を一層発揮することができるよう、センター的機能の強化に必要な巡回指導等を行うための人的措置を拡大すること。

さらに、特別支援学校の養護教諭の定数については、その職務の重要性に鑑み、児童生徒数等に応じた段階的な改善を速やかに行うとともに、副校長、教頭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の定数についても同様に改善を行うこと。

加えて、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について、学校や地域における支援体制整備の推進が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

【趣 旨】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加する中、小・中・高等学校の通常の学級における特別支援教育の対象となる児童生徒に対する教育の充実や、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の場の整備充実を図るとともに、地域の実情等にも配慮しつつ、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進することは喫緊の課題である。

また、特別支援学校は、児童生徒の増加による大規模化が著しく、教職員の負担も増大している。

そのため、教育的支援を必要とする児童生徒に対する効果的な教育を行うため、学級編制標準や教職員定数等の改善・充実について要望するものである。

10 全ての子供のウェルビーイングを実現する社会教育の振興・充実

我が国では少子高齢化が予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校など子供を取り巻く状況も待ったなしの深刻な課題となる中、地域のつながりの希薄化等を背景に、子供たちを取り巻く地域の教育力が衰退している。

各地域が抱える課題は様々であり、各地域の課題に応じた取組が必要であることから、学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を推進し、地域共生社会を実現するために、学校・家庭・地域の連携・協働による取組が必要不可欠である。

このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業等を展開することで、地域の教育力の向上を図り、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成していく必要がある。

また、情報端末等（スマートフォン、タブレットＰＣ等）の普及に伴い、無料通信アプリやＳＮＳ等を利用した誹謗中傷やいじめ、有害サイトへのアクセス、児童ポルノ画像に係る事案等がきっかけとなって、児童生徒が事件や事故の被害者や加害者になるケースが多様化・深刻化しており、有害情報から児童生徒を守り、健全利用を促進していく必要がある。

これらの課題の解決に向け社会教育の振興・充実を図り、全ての子供のウェルビーイングを実現するために、国において以下のとおり財政措置等を講じられたい。

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の充実を図り、地域学校協働活動を通して、社会全体の教育力の向上につながる取組に発展するよう事業の拡大に向けた十分な財政措置を講じるとともに、国の補助率を上げること。

特に、「社会に開かれた教育課程」を実現させるため、コミュニティ・

スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進が強化され、継続的な実施を図ることができるよう、必要な財政措置を講じること。

また、地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の更なる強化・充実に向け、都道府県立学校の地域学校協働活動推進員等や市区町村の統括的な地域学校協働活動推進員等の専門性の高いコーディネーターについて、任用を可能とする条件整備や身分保証等、その役割に見合った処遇のために必要な財政措置を講じること。

さらに、文部科学省とこども家庭庁は、「放課後児童対策パッケージ2025」において、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）と放課後子供教室の「校内交流型」又は「連携型」としての連携を推奨しているが、各都道府県の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりに努めるとともに、事業の継続的な実施に必要な予算の増額や放課後子供教室整備における新築・改修に対する補助制度の創設を図ること。

加えて、感染症等の感染拡大防止や、近年多発する地震・台風・大雨などの災害のため、緊急に、学校が臨時休業や学級閉鎖となり、子供たちの受け入れ先が必要となった場合には、放課後子供教室をはじめ、市区町村が行う新たな教室の開設や開設時間の延長等に対し必要な財政措置を講じること。

また、学校においては、インターネット上の不適切な書き込み等について指導するだけでは十分な問題解決にはならないことから、国において、全国規模でのネットパトロール等の実態調査を行うとともに、ネットパトロールについては、都道府県、市区町村単位で行うのではなく、国が一元化して実施すること。

あわせて、発達の段階に応じたセルフルールづくりや、自らのインターネット等の利用について考える機会を持つこと等、児童生徒のネットリテラシー醸成や情報モラル感覚の取得といった児童生徒の自主的・主体的な学習や活動への財政措置を講じること。

【趣 旨】

近年、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下、発達障害支援や貧困対策といった福祉的なニーズの増加などを背景に、学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校だけではなく、社会全体で子供の育ちを支えていくことが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支える必要がある。

こうした中、国の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」のうち、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」については地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、「地域学校協働活動」については社会教育法にそれぞれ位置付けられていることに鑑み、学校・地域住民等の連携協力が総合的に推進されるよう、これらの事業等が一体的に推進できる体制を構築しなければならない。

このため、実施主体である市区町村の意向を最大限反映できるよう、国においても必要な経費の地方財政措置を講じるなど、都道府県の財政状況にかかわらず、継続的に選択実施できる措置が必要である。

また、児童生徒のインターネット利用に当たっては、有害サイトや掲示板等を介した児童生徒の被害のほか、SNSや動画視聴の長時間利用によって一日当たりの勉強時間が少なくなるなどの傾向があり、健全な利用に資する取組を充実させていく必要がある。

こうした全ての子供のウェルビーイングを実現するための取組について、一層の財政措置を要望するものである。

令和8年度文教予算に関する特別要望

令和7年11月

全国都道府県教育長協議会

全国都道府県教育委員協議会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575
